

京都市告示第 286 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項の規定により、
廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定します。

平成 22 年 11 月 12 日

京都市長 門 川 大 作

1 指定区域

京都市伏見区醍醐陀羅谷山 7 番 1 の一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 13 条の 2 第 1 号

(環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課)